

次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進事業（実証地域）
公募要領

令和 4 年 6 月 8 日
令和 4 年 6 月 2 1 日一部変更
初等中等教育局初等中等教育企画課

1 事業の背景・目的

中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（令和 3 年 1 月 26 日、以下「中教審答申」という。）では、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性として、新たな ICT 環境や先端技術を効果的に活用することにより、新学習指導要領の着実な実施、学びにおける時間・距離などの制約を取り払うこと、すべての子供たちの可能性を引き出す個別に最適な学びや支援、可視化が難しかった学びの知見の共有やこれまでにない知見の生成、学校における働き方改革の推進などに寄与することが可能になるとされ、これまでの実践と ICT とを最適に組み合わせることで、学校教育における様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが必要であることが示された。

これを踏まえつつ、GIGA スクール構想による児童生徒 1 人 1 台端末環境と高速大容量の通信ネットワーク環境が実現されることを最大限に生かし、初等中等教育が抱えている重要課題に対し、先端技術や教育データを効果的に利活用することによって改善・解決を図る取組について、教育現場と企業・研究機関等との協働による実施等を行う。

※ なお、中教審答申においては、ICT はこれからの学校教育に必要不可欠なものであり、基盤的なツールとして最大限活用していく必要があるが、その活用自体が目的でないことに留意が必要である旨が示されており、本事業においても、先端技術や教育データの活用自体が目的でないことには留意が必要である。

2 委託内容

先端技術や教育データの利活用を教育現場の課題解決のための手段として捉え、現在初等中等教育が抱えている重要課題に対し、1 人 1 台端末環境を踏まえた上で、デジタルならではのアプローチを通じて、解決・改善策や全国的に共有すべき知見等を創出する取組を行うこととする。受託者は、解決・改善を図りたい教育上の課題を明確にした上で、先進的な実証研究課題を設定し、当該教育上の課題を解決するため、先端技術や教育データの利活用によって複層的・構造的・包括的に解決・改善を図る取組（※）に関して、以下（1）及び（2）の実証研究を通じて、先端技術・教育データの効果的な組み合わせ方や行政施策との連携方法、得られる効果等について提案・検証することとする。

その際、人的・金銭的コストに留意し、取組を他自治体等に普及するための工夫や見通しを明確にすることとする。

※ 単に特定の技術等を導入・運用することに止まらず、ある課題に対して、先端技術や教育データを複合的に利活用することによって、その課題を解決・改善するにあたっての最適な組み合わせや、導入に際しての工夫などを検証する取組を指す。

(1) 先端技術・教育データの効果的な活用に関する実証

受託者は、解決・改善を図りたい教育上の課題として、以下に示した8つの教育上の課題を参照しつつ、先進的な実証研究課題を具体的に設定することとする。また、各教育上の課題のうち幾つかについては、「実証研究の視点の例」を示している。申請にあたっては、必ずしもここで示している教育上の課題や実証研究の視点に限る必要はないが、各受託者の創意工夫を生かして実証研究課題を設定すること。その際、実証研究課題が可能な限り具体的であり、かつ普遍性を持つ（全国において共通する教育上の課題を有する事例が想定される）ことが望ましい。

【教育上の課題の例】

- ① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けたカリキュラム・マネジメントの充実・強化
(実証研究の視点の例)
 - ・ 学習指導要領コードを活用した連携の実現と教育データの分析を通じた教科横断的な学びや探究的な学習への支援など
- ② 地域ならではの新しい価値を創造する人材の育成、離島や中山間地域の学校における教育活動の振興、学校を核とした地方創生の実現
(実証研究の視点の例)
 - ・ IoTを活用した地域と協働した学びの実現と遠隔授業の活用による設置者の枠を超えた学校間連携（複数の学校における教育活動の連携・相互互換による学校教育力の向上）
 - ・ 最新の先端技術を組み合わせたスクールバスにおける学習活動の実施
- ③ 不登校、病気療養、障害、又は日本語指導を要するなど特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな対応
- ④ 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援
- ⑤ 家庭の社会経済的背景が不利な環境にある児童生徒が多数在籍する学校や高等学校の「進路多様校」や定時制・通信制において、児童生徒に対する指導・支援
- ⑥ 学校と家庭の学びのシームレスな接続
(実証研究の視点の例)
 - ・ 学校と家庭において1人複数台の端末環境と学習データの利活用による学校と家庭の学びの連携
- ⑦ 学校の働き方改革の実現
(実証研究の視点の例)
 - ・ 学校DXの実現や先端技術を用いた部活動改革等を通じた学校の働き方改革の実現
- ⑧ 教師の採用・研修・人事配置の最適化のための支援

(対象となる取組に関する留意点)

- ・ 複数の課題の網羅的な解決を目的としている必要はなく、特定の課題に対して集中的に取り組むことが望ましい。
- ・ 教育課程特例校など、制度的な特例との組み合わせや、研修・ガイドラインの作成など行政における取組を戦略的に組み合わせられて実施されていることが望ましい。
- ・ 既に他の自治体に幅広く普及している取組ではなく、新規性のある取組が望ましい。なお、過去から継続して取り組んでいる内容も許容するほか、本事業の外で措置している取組（他事業を含む）と組み合わせた事業計画も認める。
- ・ 単一の技術の導入によって教育活動の一部を自動化する等といった取組ではなく、複層的・構造的・包括的に教育課題の解決を図る取組が望ましい。
- ・ 先端技術の活用のみならず、教育データを分析し、教育上の課題の解決に資するための知見を得る取組も対象とする。
- ・ 実証によって得られた知見を他自治体等へ普及できるよう、人的・金銭的成本等に鑑みて、当該取組を受託者以外が実施するにあたり再現性のある成果が得られることが望ましい。

(実証における留意点)

- ・ 先端技術・教育データの活用場面・方策が、発達段階に応じた最適な活用となるようにすること。
- ・ 本事業における成果は、令和3年度「学びにおける先端技術の効果的な活用に関する実証事業（先端技術の効果的な活用に関する実証）」の成果物である「学校現場における先端技術活用ガイドブック」の改訂にあたって活用する。
- ・ 上記のほか、先端技術・教育データを活用する際に留意すべき点を明らかにすること。

(2) (1) の実施による効果の検証

(1) による実証結果を踏まえ、課題に対する先端技術・教育データの組み合わせ方や活用方法等に関する妥当性（課題に比して人的・金銭的成本は最適化されているか、など）や今後の改善方策等について検証すること。その際、教的評価と質的評価を併用するなど、より客観的な効果検証となるよう、その指標や検証方法について具体的に提案すること。

3 成果物の納品

(1) 納品物

下記2点をあわせて文部科学省へ提出すること。

① 委託業務成果報告書

② 取りまとめ事業者において取りまとめる報告書等に掲載する資料

- ※ 文部科学省「次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの活用推進事業(取りまとめ)」において別途委託するとりまとめ事業者と連携し、具体的な成果の創出が可能となるよう留意すること。

※ 詳細は、事業推進委員会と別途協議の上で決定する。

(2) 納品形態

(1) の成果物を (3) に記載のメールアドレス宛に Word ファイルで提出すること。

- ・成果物の提出は、E-mail によるものとし、郵送、持参及び FAX による提出は不可とする。
- ・送信メール件名は「【受託者の名称 (例：〇〇市教育委員会)】成果報告書 (次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進事業 (実証地域))」とすること。
- ・メール送信上の事故 (未達等) について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3 日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下 (3) まで照会すること。

(3) 提出先及び受領確認に関する問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目 2-2

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課学びの先端技術活用推進室

TEL : 03-5253-4111 (内線 3802)

E-mail : manabisentan@mext.go.jp

4 受託の要件

(1) 事業の委託先

委託先は次のとおりとする。

- ① 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を有する学校設置者
- ② 法人格を有する団体
- ③ 任意団体

ただし、③に該当する団体については、次の (ア) から (エ) までの要件を全て満たすこととする。

(ア) 定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること。

(イ) 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。

(ウ) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。

(エ) 団体等の本拠としての事務所を有すること。

なお、複数の団体が共同で実証を行う場合 (例：A市教育委員会とB市教育委員会) は、いずれか1つの団体が代表して申請を行うこと。

(2) 実証環境の要件

実証の実施に必要な各種システム、通信環境 (外部接続環境、校内 LAN 環境等)、情報端末等について、円滑な提供・運用が確保されること。

(3) 実施体制

① 実証校の設置

受託者は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校のうちから実証校を指定すること。なお、必ずしも実証校が複数である必要はない。

② 関係機関との連携

受託者は、以下の関係機関との連携体制を構築すること。

実証対象となる学校を設置する教育委員会

- ・先端技術を提供・開発する事業者
- ・教育学等に精通し、実証を構想・支援する高等教育機関等の有識者
- ・個人情報保護制度等に係る経験や専門性を有する者

③ 実証研究委員会の設置

受託者は、事業実施に当たり、実証校に対して適切な支援・監督等を行うための実証研究委員会を設置し、事業の円滑な実施に必要な体制を整えること。

実証研究委員会の委員は、教育委員会の責任者、実証校の校長及び事業担当者、事業内容に関する有識者、個人情報保護制度等に係る経験や専門性を有する者等から構成するものとする。

(4) その他

① 事業の研究状況等の報告

文部科学省「次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進事業(取りまとめ)」において別途委託する事業において運営する連絡協議会及び「自治体プラットフォーム(仮称)」に代表者が参加し、進捗の状況等を報告するとともに、事業推進委員会からの指導助言を受け、取組の改善を図ること。

※連絡協議会及び「自治体プラットフォーム(仮称)」については、それぞれ年2回程度の開催を予定。

※連絡協議会及び「自治体プラットフォーム(仮称)」については、原則オンラインでの開催を予定しているが、事業の成果報告を兼ねて開催する「自治体プラットフォーム(仮称)」(3月頃の実施を予定)は、東京都内において、対面形式での実施を予定。

② 調査やアンケート等の実施

本事業に関連するものとして、文部科学省が必要と判断した調査やアンケート等の実施に協力すること。なお、この調査等のデータについては、その目的の範囲内で、文部科学省において状況の分析等に用いることができるものとする。

5 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないため、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。

7 企画提案書（事業計画書等）の提出方法等

(1) 提出書類

- ① 事業申請書（様式2-1）
- ② 事業計画書（様式2-2）
- ③ 経費計画書（様式2-3）
- ④ 誓約書（様式7）
- ⑤ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ⑥ 再委託を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書類・経費計画書（様式4-1及び様式4-2）

(2) 提出方法

- ・ 用紙サイズはA4縦版横書きを原則とし、正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ等での判読しやすいもので作成すること。
- ・ 書類の提出は、下記のとおりE-mailとし、郵送、持参及びFAXによる提出は不可とする。
- ・ 下記(3)のメールアドレス宛に送信すること。
- ・ 送信メール件名は「【受託者の名称（例：〇〇市教育委員会）】企画提案書（次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進事業（実証地域））」とすること。」
- ・ メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・ メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下(3)まで照会すること。

(3) 提出先及び本事業に関する問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2-2
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課学びの先端技術活用推進室
TEL：03-5253-4111（内線3802）
E-mail：manabisentan@mext.go.jp

(4) 提出締切り

令和4年7月8日（金）17時必着

※全ての提出書類をこの期限までに提出すること。

※E-mail で送付された提出書類については、送信時に提出されているものとみなす。

※提出期限を過ぎてからの書類の提出及び差替えは一切認めない。

(5) 質問の受付

- ・ 団体名、担当部署名、担当者名、電話番号、メールアドレス、質問内容を明記の上、令和4年7月1日（金）17時までに（3）のメールアドレスに送信すること。
- ・ 審査に関する質問については受け付けない。
- ・ 問い合わせ内容については、ホームページ等を通じて周知する。

(6) 参加表明書の提出

あらかじめ本企画競争の参加者の数を把握しておくため、参加を希望する者は令和4年7月1日（金）17時までに参加表明書を提出すること（様式は任意で提出先は7（3）と同じ）。

※ 参加表明書を期限までに提出しなかった者の企画提案書の提出も妨げないが、必ず事前に7（3）へ連絡すること。

8 事業期間、事業規模及び採択件数

(1) 事業期間：令和4年度（1か年事業）

(2) 事業規模：1委託先につき、上限800万円程度とする。

(3) 採択件数：10団体程度

※ 採択件数は審査委員会が決定する。

※ 経費の積算については、「各経費項目についての留意事項」（別紙）を参照すること。

※ 事業規模の上限額を前提に計画を立てること。

9 委託経費

本事業の実施に要する経費として認めるものは、諸謝金、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借料及び損料、雑務費、再委託費、消費税相当額、一般管理費、設備備品費、保険料とする。

10 選定方法等

(1) 選定方法

以下の①により選定するが、必要に応じて②を行う場合がある。

① 書類選考

技術審査委員会にて、提出された事業計画書を書類選考する。

② オンラインによる面接選考

技術審査委員会にて、必要に応じて企画提案者に対する面接選考を実施する。

※文部科学省は、技術審査委員会において委託先候補を選定した後、当該委託候補の提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な決

定を行う。必要に応じて計画の見直し等を要請することがあるので留意すること。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、速やかに全ての提案者に選定結果を通知する。

(4) 条件付き採択

選定において条件付き採択となった場合は、修正した事業計画書の提出を求めた上で、条件を満たしたと判断できるものについて採択する。

11 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。また、企画提案書の内容に、一部業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

(3) 前2項は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

12 スケジュール（予定）

- ・ 公募締切 令和4年7月8日（金）
- ・ 審査 令和4年7月中旬から下旬
- ・ 採否通知 令和4年8月上旬
- ・ 契約締結 令和4年8月下旬（予定）

13 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を元に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること（契約期間外の支出は認められない）。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先に対して周知すること。

14 その他

- (1) 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報は文部科学省ホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (4) 事業実施にあたっては、契約書及び事業実施計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (5) 選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結後でなければ事業に着手できないことから、遅滞なく契約書を締結する必要がある。そのため、申請に当たっては、本公募要領や様式等に記載している留意事項を十分に確認の上、次の必要書類を提出すること。
【契約締結に当たり必要となる書類（予定）】
 - ・ 事業申請書、事業計画書及び経費計画書
※審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した事業実施計画書の再提出を求める。
 - ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
 - ・ 銀行口座情報（採択の連絡とともに、文部科学省から様式を別途送付する。なお、再委託先からの提出は不要。）
- (6) 検収は文部科学省が行い、報告書の提出後に受託者の責任による誤り等が判明した場合には、当省の指定する日時までに指示内容を提示修正するものとする。
- (7) 提出した報告書の記述に関し、即時説明できる体制を整えること。
- (8) 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうかについても、委託費支払いに際し、厳格に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払いが行えないため、厳格な経理処理が必要であることを前提とし本事業の受託可否を検討すること。
- (9) 公募要領等に記載のない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、文部科学省の指定する者と協議し、その指示に従うこと。